**平成２２年（フ）第２５８号**
東京都新宿区市谷仲之町４―16―216、住民票上の住所東京都練馬区羽沢３丁目１―23―102
債務者　日野　堅治
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７３号**
東京都武蔵村山市神明４丁目48番地の２レオパレスシャンセ201号
債務者　橋本　正夫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１７４号**
東京都清瀬市野塩２丁目387番地清瀬野塩アパート22―607号
債務者　川村　和行
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続廃止

**平成２１年（フ）第２８６号**
千葉県佐倉市宮本166番地
破産者　有限会社小島電設
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２８７号**
千葉県佐倉市宮本166番地
破産者　小島　和則
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成１９年（フ）第１５７２１号**
東京都大田区山王２丁目12―２―201
破産者　吉田　千秋
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２０年（フ）第１６８８２号**
埼玉県上尾市大字瓦葺字秩父山679番地１
破産者　ビィアールシィ株式会社
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第５８２４号**
東京都新宿区百人町２丁目26番６―505号
破産者　株式会社リアライズ
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２４６０号**
福島県須賀川市仁井田字猿池10―１
破産者　茂田　　崇
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第５４号**
山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の121
破産者　内藤　隆州
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２１年（フ）第２２６３号**
名古屋市北区上飯田西町３丁目13番地　グランコート上飯田1401
破産者　株式会社げんきくらぶ
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２５２９号**
愛知県西春日井郡豊山町豊場字山方71番地１
破産者　株式会社エーワン物産
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１４２６号**
京都市南区久世上久世町813番地　向陽セントラルハイツ610号
破産者　株式会社サンリード
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８７２号**
大阪市此花区伝法５丁目５番18号、商業登記簿上の本店所在地大阪市此花区伝法５丁目３番41号
破産者　株式会社建築工房やすば
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２７５０号**
大阪府寝屋川市香里西之町11番７号
破産者　吉羽　敏郎
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１６７３号**
神戸市長田区久保町３丁目６番11号
破産者　有限会社ホンマート
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８１１号**
岡山市南区妹尾3301番地13
破産者　イエロードルフィン株式会社
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８１３号**
岡山県都窪郡早島町早島2095番地１　カーサ・エテルノ201、破産手続開始時の住所岡山市南区妹尾3301番地13
破産者　米田　由加
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９１号**
山口県防府市大字新田799番地の１　メゾン・ド・ソウェルＡ棟103
破産者　寺岡　美充
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１０号**
高知県安芸郡安田町西島601番地
破産者　有限会社川上工業
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係